

事案書（経営会議 調整会議）

開催日：平成26年10月16日（木）

担当課：健康福祉部 高齢福祉課 介護保険課

| | |
|--|--|
| <p>件名：「大和市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第6期）」（骨子案）について</p> | |
| <p>提出理由：平成27年度～29年度を計画期間とした「大和市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第6期）」の策定にあたり、その内容について了承を得るため。</p> | |
| <p>内容：</p> | |
| <p>1. 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画とは</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者を取り巻く課題に対し、解決する方策と目指す目標を定めるもの。 ・高齢者福祉全般に関する「高齢者保健福祉計画」と介護保険事業に関する「介護保険事業計画」を一体の計画として策定するもの。 <p>2. 計画の位置づけ</p> <p>「高齢者保健福祉計画」は、老人福祉法第20条の8に定められた「市町村老人福祉計画」として、また「介護保険事業計画」は介護保険法第117条に基づく計画として位置づけるもので、第8次総合計画と整合を図るものとする。</p> <p>3. 計画期間</p> <p>平成27年度～29年度（3年間）</p> <p>4. 計画策定の背景</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険法第117条に基づき、3年を1期とする計画を定めている。 ・「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」が平成26年6月に改正され、次の内容について定められた。 <ul style="list-style-type: none"> ①地域包括ケアシステムの構築 住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最期まで続けることができるよう、医療、介護、予防、生活支援、住まいを一体的に提供。 ②費用負担の公平化 低所得者への介護保険料の軽減や一定以上所得のある者の自己負担割合の引上げ等。 ・今回の法改正や団塊の世代が後期高齢者になる2025年問題、更にその後の高齢化の動向を踏まえ、「地域包括ケアシステム」の構築を進めていく必要がある。 | <p>5. 検討経過</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学識経験者や医師、歯科医師、薬剤師、高齢者関係団体、公募の市民など12名で構成される「大和市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第6期）審議会」（以下「審議会」という。）を設置し、審議を実施。 ・本年2月に、認定を持たない高齢者、要支援・要介護認定者など、対象者別に郵送アンケート調査を実施し、基礎データを収集。 <p>6. 基本理念</p> <p>「一人ひとりがいつまでも元気でいられるまち」第8次総合計画に掲げる「健康創造都市 やまと」の実現に向け、総合計画の基本目標1「一人ひとりがいつまでも元気でいられるまち」を基本理念とし、高齢者福祉のさらなる充実を目指す。</p> <p>7. 基本目標</p> <ol style="list-style-type: none"> (1)一人ひとりが生きがいや張り合いを持って生活している (2)一人ひとりが健康づくり、介護予防に取り組んでいる (3)一人ひとりが安心して、安全に暮らしている (4)一人ひとりが認知症を理解し、認知症の人が地域で安心して生活している (5)一人ひとりの権利が守られている (6)一人ひとりが必要な介護保険サービスの支援を受けられている (7)一人ひとりが安心できる安定的な介護保険事業を運営している |
| <p>経過</p> <p>H25. 6 第1回審議会を開催</p> <p>H25. 11 第2回審議会を開催</p> <p>H26. 2 実態調査を実施</p> <p>H26. 8 第3回審議会を開催</p> <p>H26. 9 第4回審議会を開催</p> | <p>今後の予定</p> <p>H26. 10 第5回審議会（諮問）</p> <p>H26. 11 市民意見公募手続、地域説明会</p> <p>H26. 11～12 第6回、第7回審議会（答申）</p> <p>H27. 1 介護保険条例改正案に係る庁議</p> <p>H27. 3 議会（介護保険条例改正）</p> <p>H27. 4 第6期計画スタート</p> |